

○ 國家公安委員會公告第 10 号

次の公告國際テロリストについて公告された事項に変更があったので、國際連合安全保障理事會決議第十二百六十七号等を踏まえ我が國が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第五條第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 号 平 成 三 十 六 年 一 二 月 一 二 日 國 家 公 安 委 員 會 委 員 長 告 白 公 一

1 指定番号 DE-22 (ISIL 東アジア (IS East Asia Division))

(1) 変更前

名称 ISIL 東アジア (IS East Asia Division)

別名 ISIS フィリピン (ISIS-Philippines)

その他参考となるべき事項 指定をした年月日：令和元年12月13日。延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日

(2) 変更後

名称 東南アジアのイラクとシバント地方のイスラム國 (ISIL-SEA、ISIL 東南アジア)

(Islamic State In Iraq And the Levant In South-East Asia (ISIL-SEA、ISIL-South East Asia))

(original script：不明)

別名 (a) イスラム國東アジア支部 (Islamic State East Asia Division) (b) ダウラツル・イスラミーヤ・ワリヤツル・マジュリク (Dawlatul Islamiyah Walyatul Mashriq)

その他参考となるべき事項 2016年6月、故・イスニロン・ハビロンによる宣言に基づき設立された。イラクのクル・カーイダとして国連の資産凍結措置対象者リストに掲載されているイラクとシバント地方のイスラム國と関係がある。同団体に対するインターネット（國際刑事警察機構）・ 國連安全保障理事會特別手配書のウェブ・ リンク： <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-TN-Notices-Entities>。指定をした年月日：令和元年12月13日。延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日。